

経

済



ものづくり産業振興センター（平成23年10月開所）

経 済

1 商 工 労 政

(1) 商 業

本市における商業は、住友諸企業及び関連企業の発展とともに形成された昭和通り・登道・銀泉街商店街と旧街道沿いに古くから集積している喜光地商店街が本市の商店街を代表している。

しかし、近年の車社会の進展、大型店舗の出店、人口の郊外分散化、さらには、小売商業の競争形態

の変化など、複合的要因により、既存商店街の空き店舗が増大し、商店街としての活力が衰退しつつある。

このようなことから、商店街の賑わいを取り戻すため、地元商店街と一体になって、商業振興センターやイベント広場の建設、各種イベントを実施してきた。

最近では、商店街関係者と市民団体が連携してコミュニティ機能の充実を図りながら当該エリアの活性化に取り組む動きも生まれている。

ア 産業分類別商店数・従業者数及び年間販売額の推移

産業別 区分	14			16			19		
	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
総 数	1,866	11,632	30,204,947	1,735	10,777	29,540,175	1,538	10,310	29,459,290
卸 売 業	364	2,868	16,714,193	361	2,774	16,432,549	338	2,864	16,966,739
小 売 業	1,502	8,764	13,490,754	1,374	8,003	13,107,626	1,200	7,446	12,492,551

注：商業統計調査による

イ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗（1,000㎡以上・新設のみ）

名 称	所 在 地	店舗面積(㎡)	開 業
イオンモール新居浜	新居浜市前田町8番8号	47,336	平成13年6月
しまむら新居浜店	新居浜市江口町18番28号	1,207	平成15年2月
バリュー市場新居浜店	新居浜市西原町三丁目甲1410番1	2,089	平成16年5月
ヤマダ電機テックランド新居浜店	新居浜市郷一丁目3番16号	2,697	平成17年9月
マルヨシセンター新居浜東店	新居浜市田の上一丁目5番50号	1,774	平成17年11月
マック川東店、ダイソー川東店、サークルケイ川東店	新居浜市郷一丁目1番3号	1,500	平成18年8月
マルナカ新居浜本店	新居浜市上泉町甲1996-1 外	8,000	平成19年8月
フジグラン新居浜別棟	新居浜市新須賀町甲557番1 外	1,147	平成19年10月
ショッピングゾーン新居浜CORE	新居浜市西の土居町一丁目乙250番地1 外	2,421	平成19年10月
フォレオにい は ま	新居浜市前田町乙1219-1 外	3,090	平成19年10月
西の土居ショッピングセンター	新居浜市西の土居町一丁目153番地 外	5,574.17	平成19年11月
スーパードラッグコスモス喜光地店	新居浜市喜光地町二丁目2027番1	1,245	平成20年8月
スーパードラッグコスモス篠場店	新居浜市篠場町488番2 外	1,181	平成20年12月
ニトリ新居浜店	新居浜市磯浦町362番3 外	5,953	平成21年11月
ザ・ビッグ松神子店	新居浜市松神子三丁目89番1 外	6,138.62	平成22年8月
ケーズデンキ新居浜店	新居浜市東田三丁目乙11番25 外	4,081	平成22年12月
パーティ・フジ新居浜駅前	新居浜市坂井町二丁目甲3588番1 外	3,488	平成23年3月

ウ 旧大店法に基づく第1種大規模小売店舗一覧表 (3,000㎡以上)

店名	所在地	店舗面積(㎡)	開業	閉店時刻
フジグラン新居浜	新須賀町二丁目10番7号	13,015	昭和51年6月	22:00
パルティ・フジ本郷	本郷一丁目2番41号	3,789	平成8年5月	22:00
パルティ・フジ東田	東田二丁目1337番地2外	3,808	平成8年9月	22:00
マルナカ若水店	若水町二丁目6番5号	4,427	平成12年4月	23:00
ダイキ one 新居浜 (名称変更 平成20年7月)	瀬戸町甲4075番地	11,612	昭和59年10月 (一種開店平成5年4月)	21:00

注：店舗面積、閉店時刻等は旧大店法又は大規模小売店舗立地法の届け出による。

：大店法（「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」の略、「大規模小売店舗立地法」に移行）

エ 商業振興センター（銅夢にいほま）

中心商店街の賑わいを創出し、活性化を図るための集客施設として平成9年4月に開設した。

施設は、物品販売や展示会、講演会など各種イベントに利用できるイベントホールのほか、会議室、研修室、市民ギャラリー、子供室を備えている。

(1) 施設の概要

所在地	泉池町10番1号 ☎35-2468
敷地面積	約3,300㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建
形状	円形ドーム型
延床面積	1,855.98㎡
建設事業費	11億8千万円
完成	平成9年3月15日

(2) 使用時間及び使用料

(単位：円)

イベントホール (611.54㎡)

使用時間	基本使用料						冷暖房使用料
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
	9時～12時	12時～17時	17時～21時	9時～17時	12時～21時	9時～21時	1時間当たり
平日	6,750	11,250	12,600	18,000	23,850	30,600	冷房 1,500
土曜日、日曜日 休日	8,100	13,500	15,120	21,600	28,620	36,720	暖房 700

会議室、研修室1・2、市民ギャラリー

使用時間	基本使用料		冷暖房使用料	
	9時～17時	17時～21時		
	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり	
会議室 40人 63.41㎡	平日	300	390	冷房 100
	土曜日、日曜日 休日	360	460	暖房 60
研修室 1 50人 84.47㎡	平日	390	510	冷房 130
	土曜日、日曜日 休日	460	600	暖房 70
研修室 2 45人 74.80㎡	平日	340	450	冷房 110
	土曜日、日曜日 休日	420	540	暖房 60
市民ギャラリー 88.80㎡	平日	390	510	冷房 130
	土曜日、日曜日 休日	460	600	暖房 70

※ 使用料は、上記で算出した金額に100分の105をかけた金額。

※ 使用の申込みは、イベントホールは1年前から、そのほかの部屋は6月前から受付。

1 この表において、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 本市住民以外が商品展示等の営利目的に使用するときは、基本使用料の3分の1の額を基本使用料に加えた額とする。

- 3 本市住民が商品展示等の営利目的以外に使用するとき、基本使用料の3分の1の額を基本使用料から減じた額とする。
- 4 市民ギャラリーについては、本市住民が営利目的以外の展示を行う場合は無料とする。
- 5 イベントホールを練習、準備のためにイベント等開催日以外に使用する場合は、基本使用料の2割の額とする。
- 6 申込時間を延長し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、当該時間の1時間当たりの額（10円未満は切り捨て）に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは1時間とする。
- 7 ピアノを調律するとき、使用者の負担とする。
- 8 持込み電気機器については1日につき1kw当たり200円を加算する。（10円未満は切り捨て）
- 9 ミキシングルーム付属の音響、照明機器を使用するとき、2,500円を加算する。

(3) 利用状況

区 分	平成23年度	
	利用回数	利用人員(人)
イベントホール	105	27,317
会 議 室	377	4,673
市民ギャラリー	84	2,352
研 修 室 (1)	167	2,137
研 修 室 (2)	218	1,750
合 計		38,229

オ 喜光地イベント広場

喜光地商店街の活性化と商業振興を図るため、平成10年4月にイベント広場を開設した。

施設は、ステージ付きの屋根付広場（256㎡）、公衆トイレ、モニュメント、ベンチ、植栽等を整備し、商店街の朝市などの販売や各種イベントに利用できるものとなっている。

(1) 施設の概要

所在地	喜光地町二丁目1998番14
敷地面積	918.51㎡
構造	屋根付広場部分：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、幕張り屋根、外壁なし
建設事業費	1億2千万円（用地費除く）
完 成	平成10年3月30日

(2) 使用時間及び使用料 (単位：円)

使用時間 区 分	基本使用料			照明使用料 1時間当たり
	午前	午後	全日	
全面使用	4,920	7,380	12,300	200
屋根付部分	3,270	4,920	8,190	150
屋根なし部分	1,650	2,460	4,110	50

- 1 催物以外に使用するとき、無料とする。

- 2 本市住民が営利目的以外に使用するとき、基本使用料の3分の1の額を基本使用料から減じた額とする。

※使用料は、上記で算出した金額に100分の105をかけた金額。

(2) 工 業

本市工業は、西部臨海工業地帯の非鉄金属、化学、機械、電力等の重化学工業分野に属する住友諸企業と、これら大企業に関連した地場中小鉄工業によってその大部分が構成されている。

これらの工業源は別子銅山の開坑に端を発し、銅、ニッケル、化学、機械製品を主とする製造工場が建設され、これらを基幹産業として中小の下請企業が相次いで生まれるに至り、近代的工業都市へと大きく成長した。

しかし、2度にわたるオイルショック、さらには円高のあおりで石油化学など素材型産業は構造的な不況に陥り、ファインケミカル等先端技術、高付加価値型分野への展開を進めるとともに、生産の合理化・効率化を推進し、国際競争力の維持・向上を図っている。

地場中小企業においては、国・県の施策を積極的に活用し、本市で生産されている新素材を利用した新商品の開発、市場開拓、CAD・CAM（コンピューター支援設計、生産システム）等高度なシステムを構築していくための人材養成など、技術の高度化に積極的に取り組んでいる。

一方、住工混在を解消し、中小企業の育成と生産基盤の拡充を図るため、本市東部の多喜浜、黒島、垣生地区の塩田跡地及び臨海部を埋め立て、工業用地の造成に取り組んできたところであるが、多喜浜地区は昭和53年度に、黒島地区は昭和56年度に、垣生地区は昭和62年度にそれぞれ完成、平成元年12月には分譲も完了し、西部臨海工業地帯に匹敵する東部工業団地となった。

また、地域の新しい動きとして異業種間交流が活発化しており、新しい技術や製品の開発に真剣に取り組む、激動する社会経済情勢に十分対応していくための体質改善に努めている。

今後においては、東予産業創造センターの活用による地域産業の高度化、自立化への支援を進めるとともに、企業立地促進条例等による多様な産業集積の立地促進、中小企業振興条例等による中小企業の経営の安定、雇用促進等に取り組んでいく。

また、平成21年度に新居浜市ものづくり産業振興ビジョンを策定したが、より効果的に実効性をもたすために、引き続き育成、振興に取り組んでいく。

平成23年10月に完成した新居浜市ものづくり産業振興センターにおいて、一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会により、地場産業の人材の育成、技能伝承の場として活用されている。

ア 産業中分類別事業所数・従業者数及び年間製造出荷額比較

事業別	年 区 分	20			21			22		
		事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
食料品製造業		34	1,464	1,272,901	31	911	968,394	25	456	425,126
飲料・たばこ・飼料製造業		—	—	—	—	—	—	1	4	X
繊維工業		7	128	110,108	7	139	110,502	7	169	118,620
木材・木製品製造業		7	199	574,702	6	188	526,284	5	156	464,246
家具・装備品製造業		4	25	11,806	1	8	X	2	15	X
パルプ・紙・紙加工品製造業		9	312	830,191	10	347	847,484	9	319	869,966
印刷・同関連業		10	91	70,332	9	82	75,654	8	71	54,539
化学工業		12	2,662	30,004,800	12	2,545	23,366,175	11	2,286	26,461,311
石油製品・石炭製品製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
プラスチック製品製造業		15	249	724,281	13	207	502,781	13	213	503,058
ゴム製品製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
なめし革・同製品・毛皮製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
窯業・土石製品製造業		9	103	132,722	8	85	156,877	7	74	136,109
鉄鋼業		4	48	94,247	5	55	77,604	4	52	52,041
非鉄金属製造業		6	807	28,432,248	5	695	15,970,213	6	513	21,699,402
金属製品製造業		38	688	1,776,039	31	582	1,495,000	31	579	1,189,733
はん用機械器具製造業		23	894	3,045,595	20	904	4,272,439	16	795	3,276,783
生産用機械器具製造業		38	1,094	2,782,270	33	938	2,801,689	33	994	2,260,736
業務用機械器具製造業		2	29	X	2	28	X	2	28	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業		5	565	383,008	3	895	1,181,356	3	821	1,502,876
電気機械器具製造業		12	781	2,876,366	12	764	2,196,893	13	825	2,418,799
情報通信機械器具製造業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸送用機械器具製造業		2	12	X	1	8	X	1	6	X
その他の製造業		8	52	40,846	7	47	32,916	7	47	37,045
総数		245	10,203	73,200,631	216	9,428	54,619,780	204	8,423	61,504,731

注：工業統計調査(従業者4人以上の事業所)による。

X：秘匿数字

—：皆無または該当数字なし

(3) 商工業振興対策

商工業振興対策としては、中小企業基本法にのっとり中小企業の振興を骨子として、次のような施策を実施している。

ア 設備の近代化

中小企業等の共同施設や工場の機械設備、事務所、店舗の新設、改造等による近代化を促進するため、長期の特別融資制度を設けている。

イ 金融の円滑化

中小企業に対する資金運用の打開策として、国等では金融面での対策が図られているが、本市でも経営環境の悪化に対処するため融資積立金の預託による融資制度を設け、中小企業の金融の円滑化に取り組んでいる。

ウ 組織化

本市の鉄工関係組合として住友企業の下請から発達してできた3組合(表のとおり)があり、商業

関係としては商店街振興組合6組合がある。現在の流通機構の近代化、共同協業化を一層推進するためには、中小商工業の協同組織化を通じて行うことが効果的であり、今後も積極的に設立促進を図る。

鉄工関係組合 (24.4.1現在)	
組 合 名	組合員数(社)
新居浜機械産業協同組合	76
新居浜工業団地協同組合	24
協同組合新居浜重機械工業団地	9

エ 技術の向上と近代経営管理

近代的経営管理、流通の近代化における生産及び消費部門の意識と知識の向上に資するため、中小商工業の管理者、経営者のために講演、講習会を開催している。

オ 労働力の確保

中小企業の人材確保のため、ハローワーク、雇用対策協議会、教育機関等と密接な連携のもとに、求人開拓訪問等を行って雇用の安定・確保を図っている。

カ 従業員定着対策

市内の中小企業事業所勤務の優良従業員、永年勤続従業員の表彰を毎年勤労感謝の日に行っている。

(4) 中小企業振興補助

中小企業の経営の安定及び雇用の促進を図り、産業の育成振興に寄与することを目的に昭和59年10月1日「新居浜市中小企業振興条例」を制定し、14事業に対して補助金の交付を行っている。

(5) 中小企業振興施策の企画・立案

市内の中小企業を訪問し、現行の融資、助成制度についてPRを行う。また、企業の現況経営の実態、支援策等について、企業の声を聞きながら、中小企業の振興に関する新規施策を企画・立案する。

交付件数及び金額

(単位：千円)

補助項目	年 度	21		22		23	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
共同化等事業		—	—	—	—	—	—
共同施設設置事業		—	—	—	—	1	660
事業所設置事業		3	871.6	1	428.2	2	413.6
事務所等賃借事業		—	—	1	95.8	1	288
空き店舗活用事業		—	—	—	—	4	3,063.5
新製品開発事業		4	4,062.7	3	2,556.7	1	2,000
共同研究事業		—	—	—	—	—	—
倒産防止対策事業		4	1,132	2	120	7	910
人材養成事業		14	1,606.3	10	1,075.8	20	1,459.8
市場開拓事業及び催物等事業		—	—	1	378.2	—	—
先端機器導入事業		1	1,000	4	3,100.2	7	5,539.3
雇用促進事業		15	2,640	17	3,300	15	4350
福祉厚生施設設置事業		—	—	—	—	—	—
退職金共済事業		2	95.8	3	156	2	132
合 計		43	11,408.4	42	11,210.9	60	18,816.2

(6) 中小企業融資制度

ア 市の融資制度

(24. 4. 1 現在)

種 類	使 途	融資限度	利 率	期 間
中小企業振興資金(長期)	運転資金 設備資金	500万円以内	年 1.65%・期限内完済で市が全額保証料助成 ・市が利子補給(返済開始後1年分の支払利子)	60カ月以内 3カ月据置 月賦均等償還
中小企業振興資金(季節)	運転資金	300万円以内	年 1.15%・期限内完済で市が全額保証料助成 ・市が利子補給	6カ月以内 一括償還
中小企業設備近代化資金	設備資金	6,000万円以内	年 1.15%・保証付の場合 期限内完済で市が保証料(500万円分まで)助成 ・市が利子補給 (返済開始後1年分の支払利子で500万円分まで)	120カ月以内 12カ月据置 月賦均等償還
中小企業緊急経営資金	運転資金	1,000万円以内	年 1.65%・期限内完済で市が保証料(500万円分まで)助成 ・市が利子補給 (返済開始後1年分の支払利子で500万円分まで)	72カ月以内 12カ月据置 月賦均等償還

注：利子補給は平成20年10月1日～平成25年3月31日の間に実行された融資が対象。

イ 融資の状況

(24.3.31 現在・単位：千円)

制度	区分	預託金	融資枠	融資額 (23年度)		償還額 (23年度)		融資現在高	
				件数	金額	完済件数	金額	件数	金額
中小企業振興資金(長期)		225,000	3,150,000	65	234,100	105	576,488	408	1,180,352
中小企業緊急経営資金				36	237,000				
中小企業振興資金 (季節)		4,000	20,000	0	0	0	0	0	0
中小企業設備 近代化資金		492,000	1,968,000	8	107,600	5	161,847	60	577,402

(7) 工業試験場

中小機械金属工業の技術の向上と普及を図り、その振興に寄与することを目的に、昭和47年5月1日に開設、機械金属工業原材料及び製品の試験、分析、鑑定、検査や機械金属工業の調査・指導を行っている。

所在地 多喜浜四丁目3番8号

☎ 45-2329

敷地面積 3,305.57㎡

構造 鉄筋コンクリート造平家建

建物面積 340.90㎡

試験件数

(単位：件)

種類	平成21年度	平成22年度	平成23年度
引張	2,911	3,114	3,368
曲げ	1,298	991	1,028
硬度	33	3	24
圧縮	1,630	2,008	1,626
焼鈍	112	34	51
破断	89	61	56
衝撃	134	60	—
計	6,207	6,271	6,153

手数料一覧表

(単位：円)

種類	内 容	手 数 料	
		市 内	市 外
1. 機械的試験 (JIS規格に準ずる試験片の形状になっているもの)	引張、曲げ、抗折、圧縮、硬度、衝撃、疲労、ねじり、磨耗等の試験	1件 310	1件 420
2. あらさ試験	表面あらさ試験	1件 310	1件 420
3. 組織試験	金属顕微鏡によるもの	1件 310	1件 420
	同上写真を必要のとき	(手札3枚) 1件 630	(手札3枚) 1件 840
4. 形状検査	万能投影機によるもの	1件 310	1件 420
	同上写真を必要のとき	(手札3枚) 1件 630	(手札3枚) 1件 840
5. 非破壊試験	(1) 超音波探傷試験 (2) 磁粉探傷試験	1件 310	1件 420
	(3) 同上写真を必要のとき	(手札3枚) 1件 630	(手札3枚) 1件 840

種 類	内 容	手 数		料	
		市 内		市 外	
5. 非 破 壊 試 験	(4) X線透過試験	(手札3枚) 1件	780	(手札3枚) 1件	1,050
6. 熱 処 理 試 験	(1) 焼入れ又は焼戻し等の試験	1件	630	1件	840
	(2) 焼入れ深さ試験	1件	470	1件	630
7. 物 理 的 試 験	(1) 動ひずみ試験 (消耗品は依頼者負担)	1件	780	1件	1,050
	(2) 熱膨張試験	1件	1,260	1件	1,680
8. 分 析 試 験	(1) 炭素定量 (2) 硫黄定量 (3) 酸素定量	1成分	470	1成分	630
9. 膳 本	成 績 書	1部	150	1部	210

(8) 労働対策

厳しい社会経済情勢・労働環境に対応し、活力ある地域づくりを目指し、雇用対策・労働者福祉対策を実施している。

ア 雇用と定着対策

雇用、定着対策のため、新居浜市雇用対策協議会が設置されており、目的達成のため、各種事業が行われている。

(ア) 新居浜市雇用対策協議会

(目的)

- ・ 労働力確保等に関して各関係機関に対しての要望及び意見具申並びに協力
- ・ 新居浜市産業事情のPR
- ・ 就職後の定着指導
- ・ 雇用問題に関する調査研究及び情報資料の収集と提供

- ・ 受入態勢整備拡充及び福祉等の促進
- ・ その他本会の目的達成に必要な事項(事業)
- ・ 新規学校卒業者の地元就職促進対策
若年労働力の確保を図るため、教育機関及び産業界と連携し、地場産業についての認識を高め、適正な職業の選択を助長し、地元企業への就職促進と定着を図る。
- ・ インターンシップへの取り組み
インターンシップ事業に参加する高等学校生徒全員に、冊子「職場のマナー」を配布し、インストラクターによるマナー研修を開催する。また、職場体験学習前の中学校生徒に対して、インストラクターを派遣し、マナー研修を実施する。

(イ) 一般労働市場の推移 (毎年4月)

区 分 \ 年	20	21	22	23	24
① 新規求職者数 (人)	811	994	869	802	801
② 有効求職者数 (人)	2,153	2,862	2,886	2,553	2,454
③ 新規求人数 (人)	1,176	636	654	956	842
④ 有効求人数 (人)	3,099	1,710	1,578	2,274	2,303
⑤ 就職者数 (人)	288	288	246	262	244
⑥ 充足数 (人)	286	269	227	259	246
⑦ 就職率 $\frac{⑤}{②}$ (%)	13.4	10.1	8.5	10.3	9.9
⑧ 有効求人倍率 $\frac{④}{②}$ (倍)	1.44	0.60	0.55	0.89	0.94
⑨ 充足率 $\frac{⑥}{④}$ (%)	9.2	15.7	14.4	11.4	10.7

イ 勤労者福祉対策

(ア) 勤労者融資制度

市内に居住する勤労者の生活の安定と福祉増進のために新居浜市と労働金庫が資金を拠出し、低利な融資を行う。

- ・ 福祉資金 融資限度額
 - 教育 500万円
 - 医療・冠婚葬祭・出産・介護 200万円
- 金利
 - 年利 教育 1.45%
 - 医療・冠婚葬祭・出産・介護 3.0% (24.5.1現在)
- 償還
 - 月賦又は半年賦併用可能

- ・ 住宅資金 (有担保) 融資限度額 3,000万円
- 金利
 - ・ 固定金利選択型 3年 年0.80%～年2.60%
 - ・ 固定金利選択型 5年 年1.40%～年3.0%
 - ・ 変動金利型 年2.375% (24.5.1現在)
- (無担保) 融資限度額 500万円
- 金利 (固定) 年2.5%～年3.5%
- 償還
 - 月賦又は半年賦併用可能

融資状況

(単位：千円)

制度	区分	預託金	融資枠	融資額 (23年度)		償還額 (23年度)	融資現在高 (24.3.31現在)	
				件数	金額	金額	件数	金額
福祉資金		70,000	140,000	6	14,700	10,856	43	74,577
住宅資金		170,000	680,000	0	0	88,083	61	443,866

(9) 勤労青少年ホーム

勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成と福祉に寄与することを目的とした勤労青少年福祉法に基づく福祉施設で、昭和40年3月四国で最初に設置した。このホームでは、市内に働く青少年に対する職業、生活等各種相談、一般教養及び実務教育に関する講演・講習・座談会の開設、レクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行われる活動のための施設及び設備の提供等の事業を行っている。

- 所在地 一宮町二丁目2番17号
☎ 32-9246
- 敷地面積 1,454.60㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造一部2階建
- 建物面積 650.00㎡
- 室構成 ホール、娯楽室、図書室、料理講習室、一般講習室、大集会室、小集会室、教養室、相談室、シャワー室

利用状況

(単位：人)

区分	19	20	21	22	23
ホーム主催による行事	1,749	2,439	1,967	2,147	2,126
クラブ活動による団体利用	607	1,027	616	522	481
個別利用	143	85	1,099	1,920	2,172
計	2,499	3,551	3,682	4,589	4,779

2 企 業 誘 致

(1) 多極型産業推進事業

貯木場再編整備対策の一環として、水面貯木場の埋立造成等を実施し、平成8年3月に多極型産業推進事業基本構想を策定した。企業用地、福祉医療用地及び住宅用地については、平成8年8月から分譲を開始し、平成13年9月には企業用地のリース制度を新設した。平成16年1月には分譲価格及び賃貸料を大幅に値下げし、既存企業用地については全区画で立地が決定したことから、平成17年5月から企業用地の造成、分譲を開始したが、18年度に完売した。新たな工業用地を確保するため、平成21年度から貯木場事業用地、平成22年度から多極型産業推進事業用地の造成を行い、分譲中である。

(2) 企業立地促進対策

市の区域内に企業の立地を奨励し、市の産業の振興と雇用の促進を図るため、昭和62年4月1日に「新居浜市企業誘致促進条例」を制定し、企業立地や雇用に対する奨励措置を講じてきたが、市外企業の誘致、新規事業展開の支援、多極型産業推進事業用地への立地促進及び新規雇用の拡大等をさらに図るため、平成14年4月1日に「新居浜市企業立地促進条例」を新たに制定し、本市域における多様な産業の集積立地に取り組んでいる。

交付状況

(単位：千円)

区分 年度	件数	投下資本額	奨励金額	左 の 内 訳				
				企業立地	新規事業	雇用促進	環境保全	用地取得
19	14	17,285,386	545,421	278,861	14,792	64,000	2,204	185,564
20	9	21,521,864	280,856	229,303	0	39,500	12,053	0
21	11	43,665,813	349,488	282,513	687	47,000	19,288	0
22	7	48,289,353	290,091	261,841	0	28,250	0	0
23	7	48,327,303	168,968	108,660	0	0	11,151	49,157

3 東 部 工 業 団 地

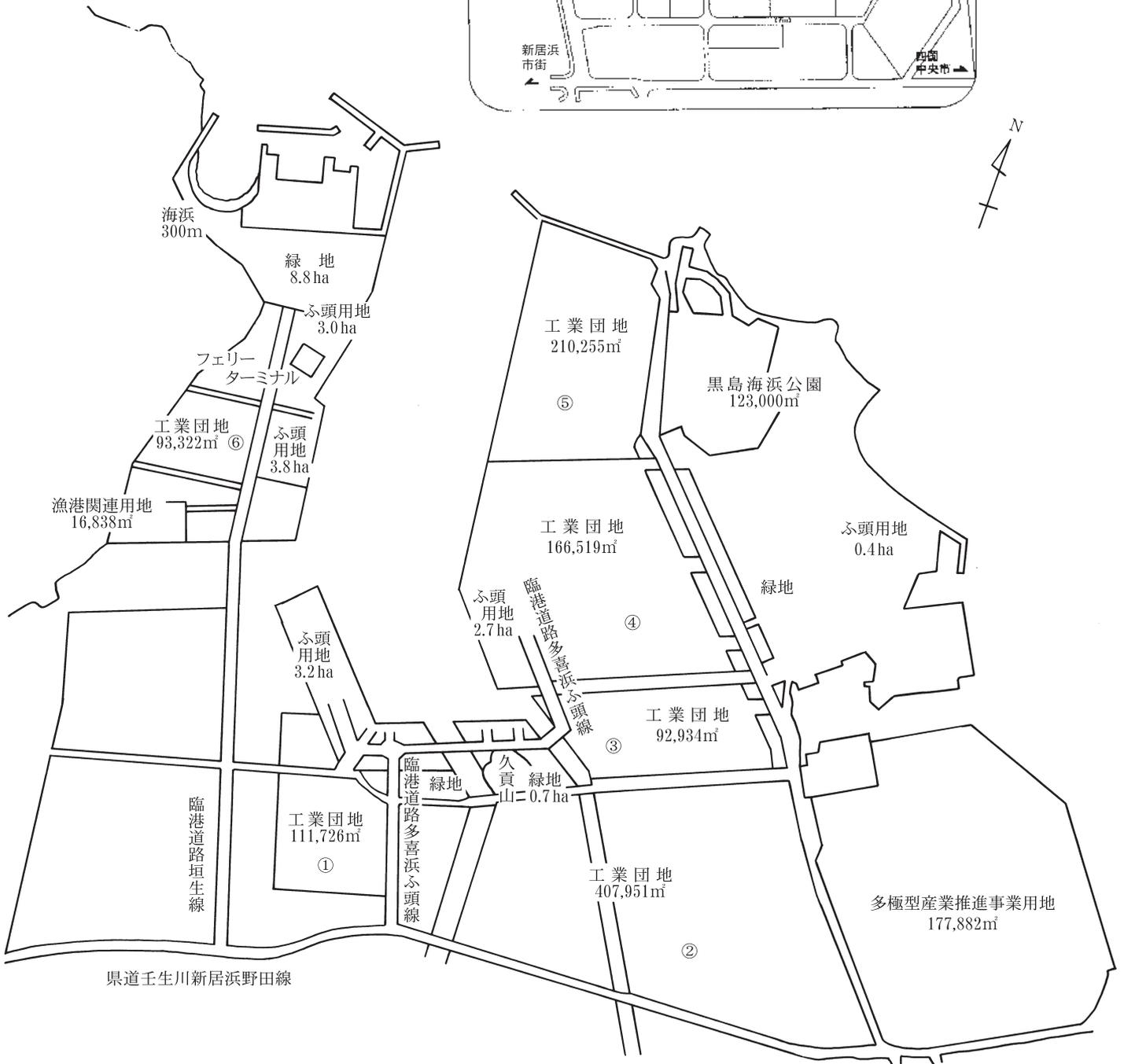
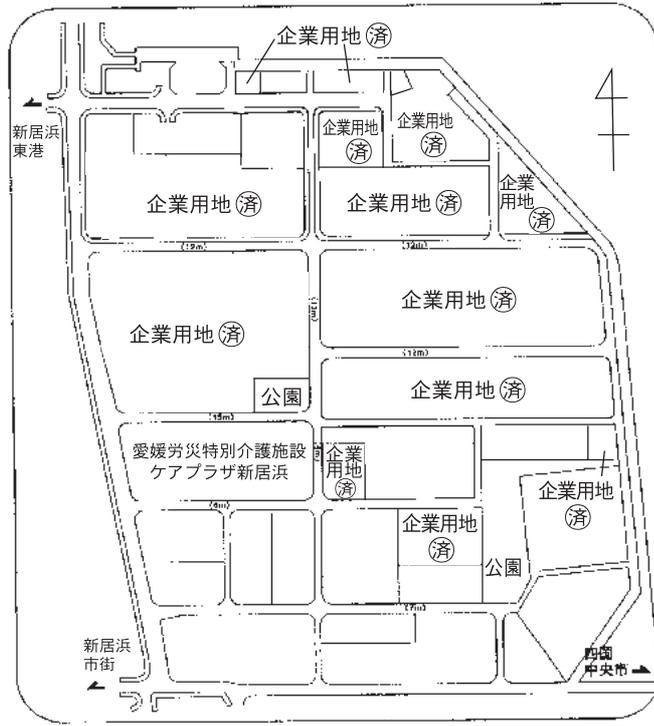
既存の西部工業地区に加え、東部地区に新たな臨海工業用地を造成し、生産施設を集中立地させながら広域的な臨海工業地帯の形成を図るため、多喜浜、黒島臨海、垣生工業用地造成事業を施行したものであり、

現在では本市の枢要な産業基盤を形成している。

なお、これら工業用地については平成元年度をもって分譲を完了している。

区 分		多喜浜工業用地 ①～④	臨海工業用地 ⑤	垣生工業用地 ⑥	計
事 業 年 度		昭和43～53年度	昭和46～56年度	昭和57～62年度	
概 算 事 業 費 (億 円)		約 44	約 32	約 18	約 94
造 成 面 積 (㎡)		1,084,280	359,682	121,667	1,565,629
工 業 用 地 面 積 (㎡)		779,130	210,255	93,322	1,082,707
分 譲 済 面 積 (㎡)		779,130	210,255	93,322	1,082,707
分 譲 企 業 数		135	19	16	170
進 出 業 種 数 (社)	建 設 業	15	2	4	21
	製 造 業	53	10	3	66
	卸 小 売 業	32	1	3	36
	運 輸 通 信 業	22	4	6	32
	そ の 他	13	2	0	15

多極型産業推進事業



4 渡 海 船 事 業

昭和24年12月1日事業認可を得て、昭和28年合併により大島村から引き継ぎ、企業局管理時代を経て、現在経済部運輸観光課において運航管理している。

本渡海船は、大島住民にとって、大島～黒島間海上

2.5kmを結ぶ生活福祉航路として欠くことのできないものであり、平成23年11月に建造した「おおしま7」と平成15年1月に建造した「くろしま」で、始発大島発6時20分から終便黒島発21時30分まで、1日15往復している。

(平成17年4月1日より、自動車航送に係る使用料の障がい者割引を実施した。)

(1) 渡 海 船

(24. 4. 1 現在)

船名	区分	総トン数	航海速度 (ノット)	車両甲板 (㎡)	旅客定員 (人)	自動車積載 能力 (台)	就航年月日	備 考
おおしま7		188	8.5	112	146	8	H23. 11. 3	カーフェリー
くろしま		19	8.0	69.3	169	6	H15. 2. 23	カーフェリー

(2) 運 賃

(17. 4. 1 改正)

区 分		運 賃 (円)	
大人		60 (障がい者 30)	
小人		30 (障がい者 15)	
手荷物		40	
小荷物		80	
自転車等軽車両		60	
原動機付自転車		120	
自動二輪車	総排気量0.750リットル未満	150	
	総排気量0.750リットル以上	200	
自動車	車体の長さ3m未満	400 (障がい者が使用する場合 200)	
	車体の長さ3m以上4m未満	500 (障がい者が使用する場合 250)	
	車体の長さ4m以上5m未満	750 (障がい者が使用する場合 380)	
	車体の長さ5m以上6m未満	1,000 (障がい者が使用する場合 500)	
	車体の長さ6m以上7m未満	1,200 (障がい者が使用する場合 600)	
	車体の長さ7m以上8m未満	1,400 (障がい者が使用する場合 700)	
	車体の長さ8m以上9m未満	1,600 (障がい者が使用する場合 800)	
	車体の長さ9m以上10m未満	1,800 (障がい者が使用する場合 900)	
	車体の長さ10m以上11m未満	2,000 (障がい者が使用する場合 1,000)	
	車体の長さ11m以上	2,200 (障がい者が使用する場合 1,100)	
定期券	一 般	1ヶ月	1,800
		3ヶ月	5,000
		6ヶ月	9,700
		12ヶ月	17,200
	学 生	1ヶ月	700
		3ヶ月	1,900
		6ヶ月	3,400
		12ヶ月	6,000

区 分			運 賃 (円)	
定 期 券	自 転 車 付	一 般	1ヶ月	3,600
			3ヶ月	10,100
			6ヶ月	19,400
			12ヶ月	34,500
		学 生	1ヶ月	1,400
			3ヶ月	3,800
			6ヶ月	6,900
			12ヶ月	12,000
	原 動 機 付 自 転 車 付	1ヶ月	5,400	
		3ヶ月	15,200	
		6ヶ月	29,100	
		12ヶ月	51,800	
回 数 券	大人 (12枚綴)		600	
	小荷物 (12枚綴)		800	
	自転車等軽車両 (12枚綴)		600	
	原動機付自転車 (12枚綴)		1,200	
	自動車 (12枚綴)	車体の長さ 3 m以上 4 m未満		5,000
		車体の長さ 4 m以上 5 m未満		7,500

(3) 実 績

区 分		年 度	21	22	23
運 航 回 数			5,549	5,551	5,534
欠 航 回 数			2	1	32
旅客輸送 人 員	一 般 旅 客 (人)		103,256	99,012	100,744
	定 期 券 利 用 旅 客 (人)		25,772	22,757	23,393
	計 (人)		129,028	121,769	124,137
(A)自動車 輸送台数	乗 用 車 (台)		19,417	19,175	18,505
	小 型 三 ・ 四 輪 貨 物 車 (台)		8,383	8,784	9,292
	計 (台)		27,800	27,959	27,797
(B)	二 輪 車 (台)		43	65	96
(C)	自 転 車 (原動機付自転車を含む) (台)		9,236	9,156	8,716
(A) + (B) + (C) 車 両 合 計 (台)			37,079	37,180	36,609
手 荷 物 (個)			42	46	32
小 荷 物 (個)			2,484	2,101	1,789
利 用 率	旅 客 輸 送 (%)		6	6	7
利 用 率	自 動 車 航 送 (%)		32	32	31

時 刻 表

(23.11.3 改定)

上 り	大島港 (発)	6:20	7:10	8:15	9:15	10:15	11:15	13:05	14:05	15:15	16:15	17:05	18:05	19:15	20:15	21:05
	黒島港 (着)	6:35	7:25	8:30	9:30	10:30	11:30	13:20	14:20	15:30	16:30	17:20	18:20	19:30	20:30	21:20
下 り	黒島港 (発)	6:45	7:40	8:40	9:40	10:40	11:40	13:30	14:30	15:45	16:40	17:30	18:30	19:40	20:40	21:30
	大島港 (着)	7:00	7:55	8:55	9:55	10:55	11:55	13:45	14:45	16:00	16:55	17:45	18:45	19:55	20:55	21:45

5 観 光

(1) 観光開発

本市の魅力あるまちづくりと新たな産業おこしの観点に立ち、本市発展の礎となった別子銅山の産業遺跡と豊かな自然景観を有する本市南部地域の観光レクリエーション開発を実施している。事業主体は新居浜市と第三セクター（株）マイントピア別子で、鉱山観光を主とした事業を展開している。

- 昭和58年 庁内に観光開発調査研究委員会設置
- 昭和59年 南部観光レクリエーション開発基本構想策定
- 昭和62年 同基本計画策定、南部観光レクリエーション開発推進協議会設置
- 昭和63年 第三セクター設立準備会、南部観光レクリエーション開発事業化計画書策定
- 平成元年 第三セクター(株)マイントピア別子創立、マイントピア別子(端出場ゾーン)着工
- 平成2年 東平地域観光レクリエーション開発基本構想策定
- 平成3年 同基本計画策定、マイントピア別子(端出場ゾーン)オープン
- 平成4年 マイントピア別子(東平ゾーン)着工
- 平成6年 マイントピア別子(東平ゾーン)オープン

ア マイントピア別子・端出場ゾーンの概要

県指定名勝別子ラインに隣接している別子銅山の採鉱本部跡地の端出場が、銅山の歴史と周辺の優れた自然を生かし、温泉保養センター(ヘルシーランド別子)、鉱山鉄道、観光坑道、砂金採りなどを備えた観光レクリエーションゾーンとなっている。中心施設の端出場記念館は、愛媛県アメニティー賞を受賞した。また、端出場ゾーンは、旧建設省(現国土交通省)の「道の駅」にも指定されている。

また、平成17年4月にはグラウンドゴルフ場がオープンした。

イ マイントピア別子・東平ゾーンの概要

端出場に移るまで採鉱本部のあった標高約750mの東平に、往時の東平の様子や銅、赤石山系に関する資料等を展示している東平歴史資料館、銅を使つての銅板レリーフが体験できるマイン工房、

花木園、高山植物園、渓谷遊歩道などが完成している。自然性、体験性、創造性を重視した内容であり、東平歴史資料館は、平成10年2月に「銅をもちいた建築コンクール」で3位に入賞した。

マイントピア別子（東平ゾーン） 「銅山史と自然の杜」

端出場ゾーンに続くマイントピア別子第2期開発事業として、端出場以前に別子銅山の採鉱本部が置かれていた東平地域を「銅山史と自然の杜」という考えのもと、自然性、体験性、創造性を重視した開発を行い、新居浜市事業分が平成6年6月2日にオープンした。

1 開発区域

新居浜市立川町654番地の3

（「旧東平電車庫跡」から喜三谷を経由し「第三通洞跡」までの間、標高約750メートル）

2 開発面積

約4.4ha

3 施設概要

- (1) 東平歴史資料館 ☎36-1300

室 名	施 設 の 内 容
エントランス・ホール	最盛期の東平の様子を写真、パネルにより紹介している。
歴 史 資 料 館	最盛期の東平を含めた周辺の地形を模型で再現している。当時の娯楽場、学校、社宅をジオラマにして再現している。採掘集落の往時の生活用具(カンテラ、あなか等)の展示をしている。東平の様子をテーマごとに写真で紹介している。
銅 の テ ー マ 館	銅滴、魔鏡、半鏡、仲持ちの負い子、銅の実験装置などを展示している。
東 平 学 習 館	ビデオ上映(約5分)のほか、学習、研修ができる視聴覚室である。
階 段 ギ ャ ラ リ ー	赤石山系の高山植物等を写真パネルにより展示している。
銅 細 工 展 示 室	銅製品や銅版画の展示をしている。
赤石山系の自然展示室	赤石山系に動物、植物、地質などを写真パネル等により展示している。

利用状況		(単位：人)		
年 度	21	22	23	
利用者数	12,134	27,381	33,871	

(2) マイン工房

施設名	施設の内容		
工 房 室	銅板を使ってのレリーフが体験できる工房である。		

利用状況		(単位：人)		
年 度	21	22	23	
利用者数	803	715	534	

(3) 小マンブ

施設名	施設の内容		
小 マ ン ブ	東平歴史資料館東側のトンネル（通称・小マンブ）に2t畜電車、かご電車、坑木運搬台車、三角鉱車、600Bローダー、充電電車、キブル、索動バケット、エアーホイスト、スラッシャーを展示している。		

(4) 園 地

施設名	施設の内容		
花 木 園	ベニドウダンツツジ、ヒカゲツツジ、セイヨウシャクナゲなど、37種類約6,900本を植栽している。		
高山植物園	コウヤマキ、トチノキ、ケヤキなど樹木19種約600本のほか草木類を植栽している。		
採掘集落の復元	スケルトン(型枠)により採掘集落を復元している。		
溪谷遊歩道	喜三谷から第三通洞まで340メートルの溪谷に沿った遊歩道である。		

4 開館時間

10時から17時まで（入館無料）

5 休館日

毎週月曜日及び12月1日から2月末日まで。
（月曜日が祝日の場合は翌日が休館日となる。）

(2) 観光行事

ア 新居浜太鼓祭り

新居浜の太鼓台は、神輿太鼓などと呼ばれていたもので、明治時代に及んで、現在のような形の太鼓台になった。毎年10月に行われる太鼓祭りは、約50台の太鼓台が練り歩き、そのさまは絢爛豪華の一語に尽き、全国各地からの観光客でにぎわっている。1台150人余りのかき夫によってかつがれ、ダイナミックな動きと天に鳴り響く大太鼓の音と若衆の威勢のいいかけ声から“男祭り”の異名をもち、新居浜の象徴として名物となっている。

主な新居浜太鼓台派遣先

- 昭和45年 大阪万国博覧会（大阪）
- 平成元年 第2回全国スポーツレクリエーション祭・スポレク愛媛'89（砥部町）
- 平成2年 第5回国民文化祭・愛媛90（松山市）
- 平成5年 第21回チンゲイ・パレード（シンガポール）
- 平成5年 第13回全国豊かな海づくり大会（伊予市）
- 平成13年 地域伝統芸能まつり（東京）
- 平成22年 第18回地域伝統芸能全国フェスティバルにいがた

イ 春は子ども天国

春のイベントを合体させた「春は子ども天国」はゴールデンウィークを利用して開催され、絵画展、魚釣り大会などを実施している。また、この事業の一環として子供太鼓台が市内を練り歩き、市内5地区で実施される子供太鼓台統一運行で盛り上がる。

ウ サマーフェスティバル in マイントピア別子

親子の触れ合いの場の提供と子どもたちの夏休みの思い出づくりのため、マイントピア別子で開催している。キャラクターショー、シャワープールの設置や、ゲーム大会等を実施し、家族で楽しめる夏のイベントとなっている。

エ 花火大会

市内を流れる国領川河川敷において開かれる夏の風物詩。毎年7月の最終金曜日に開催され、1時間余にわたって約8,000発打ち上げられる大輪の絵模様で工都の夜空は彩られる。市民納涼と近隣からの観光客の誘致を図っている。

(3) 観光地

ア 滝の宮公園

金子山の麓にある市民公園で、春には池の周りに桜が咲き、園内には小動物園・日本庭園があり、市民憩いの場として親しまれている。また、金子山の山頂には展望台があり、市内全景を見渡すことができる。なお、テレビ塔、芳谷を結ぶハイキングコースが完成し、利用者が多くなっている。

イ 別子ライン

生子橋からマイントピア別子、ループ橋である青龍橋を渡り、鹿森ダム、遠登志溪谷、清滝を経て河又に至る延長約10kmの溪谷。巨石と清流に恵まれ、その雄大な眺めは県の名勝に指定され、新日本百景の一つである。

春には若葉、秋には紅葉と四季の風情に富み、別子ライン上流にある清滝は落差約60mの飛沫をあたりの紅葉に飛ばし、訪れる人の目を楽しませている。(平成18年の市道への落石により、清滝へは現在行くことができない)

ウ 長野山市民の森

市内船木にある生活環境保全林。総面積76ha、サクラ、ツバキ、モミジなど57種類、約2万本の植栽とキャンプ場、管理棟、トリムコース、遊歩道が整備され森林浴など自然を満喫できる。また、映像・ジオラマ室やいろいろな種類の樹木を展示した学習館も完成した。

エ 広瀬公園

住友家初代総理人(後の総理事)広瀬幸平の邸宅跡で明治22年に完成、昭和43年県の名勝に指定された。豪壮なる邸宅・庭園・茶室や泉水・亀池などを含む公園は市民の憩いの場となっている。平成9年4月29日には、広瀬家から寄贈された貴重な資料などを展示した、広瀬歴史記念館がオープンした。旧広瀬家住宅は、平成15年5月、国の重要文化財に指定されている。

オ 魔戸の滝(樽の滝)

船木西谷川の林道を入ると、滝に至る約160mの遊歩道が整備されており、また遊歩道入り口には赤石山系に関する説明板も設置されている。地元の人々は「樽の滝」と呼び上樽、中樽、下樽の三瀑布によって形成されており、下樽の瀑布は40mに及ぶ。四季の眺めは美しく深山幽谷の奥地に存在するだけに神秘感が湧く。(平成21年の山腹崩落により現在行くことができない)

カ 銚子の滝

大生院渦井川の上流にあり、サクラ、モミジ、ヤマブキなど四季を通じて自然が楽しめる1日ハイキングコースとして最適で、滝に至る遊歩道も整備されている。滝の落差は約30mである。(平成23年の市道崩落により現在行くことができない)

キ 稲荷山公園

銚子の滝へのコース入口にあり、静寂で溪谷美はすばらしく、麓の渦井川には遊歩道橋“長淵橋”があり、ホテルまつりなどが開催され市民に親しまれている。

観光客数(運輸観光課調べ) (単位:人)

項目	年	21	22	23
太鼓祭り		90,200	120,500	100,100
花火大会		81,000	86,000	84,000
春は子ども天国		22,000	22,000	22,000
サマーフェスティバル in マイントピア別子		13,000	13,000	7,000
広瀬歴史記念館		9,731	8,034	7,282
滝の宮公園		143,000	148,000	150,000
別子ライン		109,305	130,063	115,846
長野山市民の森		8,220	12,240	11,910
森林公園ゆらぎの森		23,830	19,512	19,870
別子観光センター		10,320	10,086	9,860

注:別子ライン観光客数の中にマイントピア別子観光客数は含まない。

(4) 広域観光

新居浜市、四国中央市の2市による広域観光の振興を図るため、NS観光推進協議会を結成し、エリア内の観光振興に関する情報の交換、観光交流の促進、観光客の誘致などに取り組んでいる。新居浜～別子山～三島～新宮を結ぶルートを「別子・翠波はな街道」とし、イベント等の開催、パンフレット作成や看板整備等を行い、広域観光振興に努めている。

(5) 物産振興

本市の特産品づくりによる新たな産業おこしといった視点にたち、瀬戸内の中核都市にふさわしい、魅力あるまちづくりの一環として、新居浜市物産協会が設立され、物産展の開催を始め、新たな本市独自の物産品創出や各種イベントの参加、物産面からのPRに取り組み、近年にはいはま大島七福芋(白いも)のブランド化を行い、新たな加工品の開発を促進している。

(6) 別子山地域の観光

平成15年4月1日に旧宇摩郡別子山村と合併し、別子山地域が新たに新居浜市に加わった。別子山地域は、赤石山系の広大な自然に恵まれ、珍しい高山植物も自生しており、別子銅山の近代化産業遺産も数多く残っている。

ア 森林公園ゆらぎの森

(ア) オーベルジュゆらぎ（ゆらぎ館）

オーベルジュゆらぎは宿泊施設を備えたレストランです。手軽なランチからディナーコースまで、別子山の食材を活かしたフレンチが楽しめるほか、宿泊はツインタイプや家族向けのファミリータイプ(2段ベッド)が利用できる。また、会議や研修での利用も可能。(水曜日定休)

収容人員	26人
ツイン	4部屋
2段ベット	4部屋

(イ) 作楽工房

可憐な野の草花を押し花にして、しおりやカードを作る押し花体験、キットを組み立てるだけで簡単に作れる木工体験などがある。10名以上の場合は予約が必要。(水曜日定休)

(ウ) 椎茸園

ナラ・クヌギを主体にした椎茸原木により椎茸を栽培し、生椎茸や乾燥椎茸を販売している。

施設利用状況（ゆらぎの森） (単位：人)

施設名	年度	21	22	23
ゆらぎ館 宿泊		747	388	665
ゆらぎ館 食事		4,917	3,871	4,905
作業工房		162	213	278
その他		18,004	15,040	14,022
合計		23,830	19,512	19,870

イ 別子銅山の近代化産業遺産

日浦の登山口から銅山越までの登山道の周辺には、新居浜市発展の礎となった別子銅山の江戸、明治、大正時代における産業遺産が数多く残されている。主なものとしては、小足谷酒造場跡、接待館跡、採鉱課長宅跡、小足谷小学校跡、小足谷劇場跡、高橋製錬所跡、第一通洞南口、東延谷の築堤、東延斜坑、東延機械場跡、蘭塔場、歓喜坑、歓東坑、牛車道跡、大和間符などがある。

6 運 輸 企 画

だれもが安心、便利に移動できる交通体系の確立のために、本市独自の都市交通に関する将来計画「新居浜市都市交通計画」を平成18～20年度の3カ年で策定し、道路が狭く路線バスが通行できない地域等については、コミュニティバスやデマンドタクシーといった公共交通の導入を図ることとした。

そのため、平成22年度に新居浜市地域公共交通活性化協議会を設置し、平成23年1月から、デマンドタクシーの試験運行を開始している。

また、「フリーゲージトレイン」や「生活路線バス」等の運輸体系全般を総括している。

生活路線バス運行費補助対象路線利用者数

年度	路線・系統数	利用者数 (人)	対象期間
20	8路線 11系統	746,162	19. 10. 1～20. 9. 30
21	8路線 11系統	710,079	20. 10. 1～21. 9. 30
22	8路線 10系統	690,786	21. 10. 1～22. 9. 30
23	6路線 8系統	682,882	22. 10. 1～23. 9. 30

7 農 林 水 産

(1) 農 業

本市の農業は、2010年農林業センサスによると、販売農家戸数646戸、経営耕地規模は50a未満が327戸と小規模零細であり、兼業戸数が394戸（販売農家）である。また、農業従事者の減少、高齢化、都市化の進行による混住化、耕作放棄地の高止まり等が問題となっている。

このため、適地適作を基本に、水稻を基幹作物とする地域複合農業に取り組んでいる。

なお、具体的な地域農業振興は次のとおりである。

- ・農産物の地産地消の推進
- ・農地の有効活用と環境にやさしい農業の推進
- ・担い手の育成と営農支援体制の確立
- ・農業生産基盤の整備
- ・農産物のブランド化と高付加価値化の促進

ア 農家戸数・農家人口の推移

区分		年度	2	7	12	17	22
戸数(戸)			2,527	2,256	2,069	771	646
人口(人)			9,673	8,319	7,347	2,671	—
戸数	専業(戸)		614	614	284	239	252
	兼業(戸)	小計	1,913	1,642	730	532	394
		第1種	124	136	36	39	34
		第2種	1,789	1,506	694	493	360

注：農林業センサスによる。

：平成12年度の専業及び兼業農家戸数は販売農家である。

：平成17年度と平成22年度はすべての項目において販売農家のみの数値である。

イ 経営耕地規模別農家戸数

区分		年度	2	7	12	17	22
農家総数			2,527	2,256	2,069	771	646
30 a 未満			1,237	1,073	1,062	5	3
30 ~ 50 a			698	636	524	405	324
50 ~ 100 a			497	456	402	298	244
100 ~ 150 a			71	70	52	42	42
150 ~ 200 a			15	10	17	9	19
200 a 以上			7	11	12	12	14

注：農林業センサスによる。

：平成17年度と平成22年度は販売農家のみの数値である。

ウ 経営耕地面積

(単位：a)

区分		年度	2	7	12	17	22
総経営土地			94,638	86,688	78,536	44,581	42,300
田			72,971	65,795	60,260	35,233	34,200
畑			11,116	11,657	9,526	4,608	4,600
樹園地			10,551	9,236	8,750	4,740	3,500

注：農林業センサスによる。

：平成17年度と平成22年度は販売農家のみの数値である。

：平成22年度は100 a 単位での公表数値である。

(2) 農業振興対策

ア 農業者戸別所得補償制度

平成23年度から農業者戸別所得補償制度が導入され、米穀の需給調整実施要領に基づいて、全国の需要見通しから設定される市町別生産数量目標の配分を受け、認定方針作成者である新居浜市農業協同組合より農業者ごとに生産数量目標の配分を行い、23年産水稻作付面積が406haであったため、目標の達成が図られた。

生産数量目標 1,939トン(換算面積410ha)

達成率 100%

イ にはま農業まつり

生産者と消費者のネットワークづくりを図り、地域社会の活性化、農家の生産意欲の向上と活力ある新居浜市農業の発展拡大に尽くすことを目的として、毎年11月下旬頃に実施している。

ウ 自然農園

「新居浜市自然農園を育てる会」が主体となり、無農薬・無化学肥料による安心・安全な農作物を栽培し、自然に親しみ、市民相互のふれあいを図る目的から、市内にある耕作放棄地又は耕作放棄見込み地を利用して自然農園を開園している。

農園数53農園

面積約4.2ha

利用者約650人(24.4.1現在)

エ 多様な農業参入と農産物のブランド化

大島の主要な特産品である「白いも」について、担い手不足に対応するため、農業生産法人以外の特定法人の農業参入により生産を維持している。このことは、白いも生産の安定化と交流人口の拡大による島の活性化、農業の理解促進に寄与している。

オ 地産地消の推進

(ア) 地産地消を推進する標語・マスコットキャラクターの利活用

新居浜産農産物の販売促進・消費拡大を図るため本市独自の標語とマスコットキャラクターを利活用し、地産地消を推進している。

〈標語〉「いただきます！」今日もおいしい新居浜産

〈マスコットキャラクター〉愛称：はまっこ新鮮組

(イ) 食育との連携

食育関係団体が行う新居浜の農産物を使用する事業を支援し、地産地消の推進をPRしている。

(ウ) 「新居浜市地産地消協力店」の認定

新居浜産農畜産物、水産物等を一定量取り扱う直売所や小売店等を市長が「新居浜市地産地消協力店」として認定し、新居浜産品の生産拡大と消費拡大を図っている。

(3) 林業

本市の森林面積は、約17,168haで、そのうち人工林は約9,381ha、天然林は約6,354haであり、主要樹種は、ヒノキ、スギである。

市としては、水源かん養、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を発揮しながら、林業経営の向上及び利用期にさしかかっている森林資源の利用促進を図るため、昭和62年度を初年度とする県営森林基幹道開設事業等、各種の林道整備事業を継続実施している。また、森林環境保全事業による森林整備の推進、公共施設木材利用推進事業による地域材利用の推進等により、地域林業の振興を図っている。

進を図るため、昭和62年度を初年度とする県営森林基幹道開設事業等、各種の林道整備事業を継続実施している。また、森林環境保全事業による森林整備の推進、公共施設木材利用推進事業による地域材利用の推進等により、地域林業の振興を図っている。

ア 森林面積

(24.4.1 現在・単位：ha)

区分	合計	人工林			天然林			竹林	人工伐採地跡	未立地
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹			
国有林	556	350	348	2	132	37	95	—	—	74
民有林	16,612	9,031	9,003	28	6,222	1,301	4,921	115	0	1,244
計	17,168	9,381	9,351	30	6,354	1,338	5,016	115	0	1,318

注：愛媛県森林資源構成表及び四国森林管理局資料による。

・緑化推進運動

緑の募金運動を実施しており、募金の一部は、ボランティア団体による森林づくり活動、小中学生や地域住民による緑化活動等に助成し、「緑豊かな地域社会づくり」に向けての推進を図っている。

イ 林道・作業道事業実施状況

(24.4.1 現在)

林道名	計画		進捗状況		備考
	幅員	延長	延長	進捗率	
豊後	3.0 m	2,500 m	1,576.0 m	63.0 %	開設
保土野	4.0	3,181	1,535.0	48.3	〃

ウ 新居浜市市民の森

森林資源の開発と緑の保全に努め、保健休養のために気軽に利用できる「市民の森」(76ha)を建設し、市民の憩いとやすらぎの場として、より一層の活用を図っている。

また、市民の森学習館では、展示施設等により森林の大切さを啓発し、市民の学習の場として利用している。

市民の森学習館

所在地 船木乙2番地の1

☎40-2121

構造 木造瓦葺平家建

延床面積 187.57㎡

室構成 展示室、事務室、管理室、便所

竣工 平成5年4月

(4) 水産業

本市の漁業は、小型底びき網・サワラ流し網・船びき網・刺し網漁業等の小型漁船漁業が主体である。主な漁獲物はイワシ・アジ・カレイ・タチウオ・クロダイ・スズキ・サワラ等である。

漁業経営体のほとんどは個人経営体であり、経営体数は減少傾向にある。漁業従事者数についても減少しており、高齢化が進んでいる。

本市としては、今後の水産振興を図るため、種苗の放流事業による水産資源の保護増殖、養殖漁業及びイワシ等の加工業等への支援を積極的に推進する。

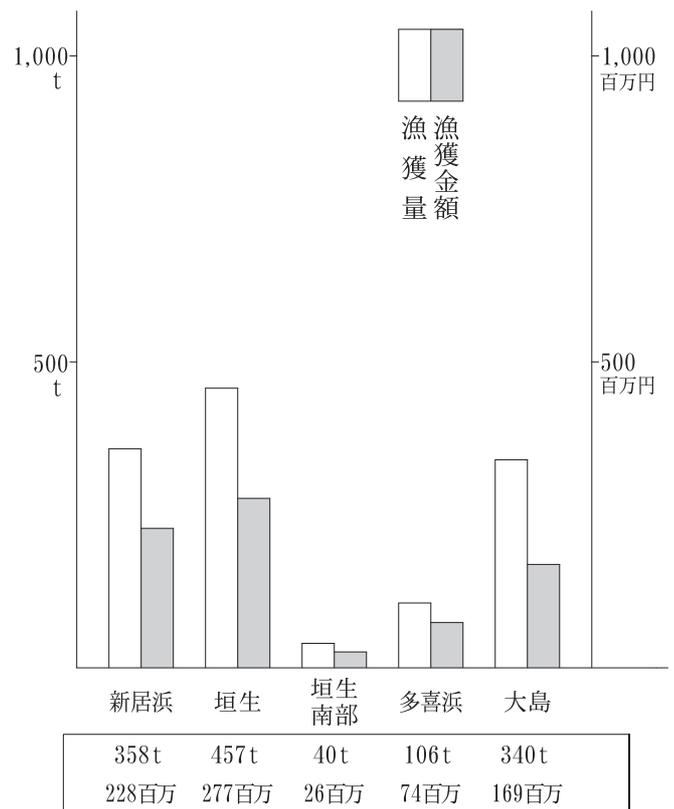
ア 漁船及び漁獲高の推移

年	登録漁船		漁獲量 (t)	漁獲金額 (百万円)	経営体
	隻数	屯数			
18	347	942	1,965	1,283	158
19	307	861	1,537	872	153
20	312	898	1,524	874	149
21	310	875	1,420	819	142
22	312	878	1,301	774	138

ウ 漁港

本市には沢津漁港、垣生漁港(垣生地区)、垣生漁港(長岩地区)、大島漁港の4漁港がある。各漁港とも基盤整備はほぼ完了し、現在、施設の老朽化に伴う延命化計画を策定中である。

イ 漁協別漁獲量及び漁獲金額 (平成22年度)



平成23年度漁港漁場整備事業

(単位：千円)

漁港漁場名	事業名	工事内訳	事業費	財源内訳		
				国県	地方債	一般
垣生 (垣生)	海岸保全施設整備	護岸法覆工 L=200.1m (平成22年度繰越)	46,677	23,339	21,000	2,338
垣生 (垣生)	単独	垣生漁港東護岸付帯工事 (その2)	1,690	0	0	1,690
沢津	単独	小型簡易標識灯交換工事				
合計			48,367	23,339	21,000	4,028

(5) 水産業振興対策

本市の漁業は、小型漁船漁業が主体であるが、近年漁業環境の悪化等に伴い、水産資源の減少が顕著で、漁業者の高齢化・後継者不足等も重なり、生産量・生産額ともに減少している現状である。これら厳しい漁家経営環境を打開するために、水産資源の増殖拡大及び漁場の有効利用を図ることを目的に、放流事業の実施や、過去に実施した、魚礁設置等の漁場造成事業の適正な管理などに取り組むとともに、「つくり育てる漁業」を推進している。

また、魚価が低迷していることを受け、漁獲物の高付加価値化を図るため、イワシ等の加工など、地域特産の水産加工品づくりへの支援に取り組む。その他、最近の食生活における魚離れの対策として、魚食普及の推進に努めている。

(6) 融資制度

農業近代化資金

区分	年	19	20	21	22	23
基準金利 (%)		3.15	2.85	2.85	2.95	2.85
利子補給率	県 (%)	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
	市 (%)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
貸付件数		2	5	1	2	1
融資額 (円)		4,050,000	18,710,000	3,200,000	103,000,000	5,000,000
融資残高 (円)		63,806,000	51,956,000	47,113,000	100,987,000	95,324,000
市利子補給金 (円)		616,446	526,877	447,045	691,680	904,688

漁業近代化資金

区分	年	19	20	21	22	23
基準金利 (%)		3.15	3.25	2.85	2.85	2.55
利子補給率	県 (%)	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
	市 (%)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
貸付件数		0	0	0	0	0
融資額 (円)		0	0	0	0	0
融資残高 (円)		17,764,000	13,505,000	10,615,000	9,950,000	5,040,000
市利子補給金 (円)		203,136	158,798	121,448	93,548	65,766

注：基準金利及び利子補給率については、4月1日現在のものである。

8 土 地 改 良

本市の土地改良事業の基本方針は、土地条件の整備と水利施設の体系的な改善であり、これに基づいて次のとおり事業を実施した。

(1) 農道の整備

農業の近代化と生産流通の合理化を図り、農村環境の改善に資するため農道改良に努めた。

(2) 農業用かんがい排水施設の整備

農業用水の合理的利用と、維持管理費節減のため、用排水路の新設改良事業を維持し、水利の適正を図った。

(3) 土地改良事業実績

(平成23年度)

区分	種別	件数	事業内容 (数量)	受益面積 (ha)	事業費 (千円)
ため池等整備事業	柳谷上地区	1	柳谷上池：ため池		5,000
	計	1			5,000
県単独土地改良事業	農道改良	1	舗装工 A=615㎡		1,682
	計	1			1,682
市単独土地改良事業	ため池	5	堤体補修等	14.2	9,622
	その他	39	農道、水路等	321.1	34,651
	計	44			44,273
土地改良施設適正化事業	水路補修	1	L=193m	25.0	2,000
	揚水機改修	1	揚水機 1基	11.0	2,000
	計	2			4,000
農業振興事業	水路改修等	2	L=82m	2.3	600
	計	2			600
	合計	50			55,555

9 国 土 調 査 事 業

(1) 事業目的

土地行政の基礎として、土地に関する実態を的確に把握し、地域の整備や保全とともに、貴重な財産である土地の正しい位置、境界、地番、地目（土地の種類）、面積をはっきりさせる等、地籍の明確化を図る。

(2) 対象地域

- ・別子山地区面積 73.00 km²
- ・開始年度 平成9年度～

(3) 進捗状況

(24.4.1 現在)

現地調査 実施年度	実施箇所	現地調査 計画面積 (km ²)	調査前 筆数 (筆)	調査後 筆数 (筆)	調査済 面積 (km ²)	総事業費	
						(千円)	うち補助 対象経費 (千円)
9	弟地の一部	0.05	146	121	0.04	33,260	1,860
10	弟地、筏津、瀬場の一部、 豊後	0.8	144	76	0.75	29,930	14,240
11	保土野、谷内の一部、 床鍋	2.36	249	160	2.28	49,625	35,410
12	保土野、谷内の一部、 中藪	0.31	222	106	0.29	26,834	10,130
13	肉漕、芋野	1.38	299	231	1.33	36,612	22,200
14	小美野、成の一部	1.23	170	127	1.23	36,311	23,120
15	小美野、成の一部	0.94	227	126	0.89	22,952	20,976
16	竹ヶ市の一部、大本	0.73	213	166	0.53	22,717	20,948
17	大野、竹ヶ市の一部	1.05	104	83	1.03	18,748	16,092
18	横道の一部	0.83	81	81	0.83	17,012	12,004
19	谷、横道の一部	1.06	93	93	1.06	17,834	11,936
20	瓜生野の一部	0.83	134	168	0.83	14,767	9,477
21	瓜生野の一部、草原	1.02	79	92	1.02	12,201	7,089
22	瓜生野の一部	1.19	23	27	1.00	7,748	5,079
23	瓜生野の一部	0.53	77	82	0.41	9,349	7,032
計		14.31	2,261	1,739	13.52	355,900	217,593

10 別子山地区水道施設

別子山地区には、支所庁舎がある弟地地区、学校・公民館等がある保土野地区に県条例水道を設置している。水源が豊富で、渇水期にも十分な水量が得られ、良好な水質を保っている。

施設概要

(24.4.1 現在)

	弟地県条例水道施設	保土野県条例水道施設
所在地	別子山乙 538-1	別子山乙 456-3
完成	昭和 58 年 3 月	昭和 59 年 3 月
水源地 (箇所)	2	1
配水池容量 (m ³)	35.4	33.0
計画給水人口 (人)	80	70
現在(居住)給水人口 (人)	33	25
一日最大給水量 (m ³)	31.6	28.5

水道使用料

第 1 種 専用 栓 (円)	1 世帯につき給水口 2 個以内	月 額 210
	1 世帯につき給水口 3 個以上	月 額 310
第 2 種 共用 栓 (円)	給 水 口 1 個 に つ き	月 額 520

注：第 1 種専用栓 …… 1 世帯又は 1 箇所専用するもの。

第 2 種共用栓 …… 2 世帯又は 2 箇所以上で共用するもの。

11 新居浜市別子山地域審議会

新居浜市と別子山村の合併に伴い、合併後も住民の意見が、新市の施策に反映していくことができるように、別子山地区に地域審議会が設けられている。地域審議会の所掌事項は、

- 1 別子山地区に係る新市建設計画の変更や執行状況、その他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。
 - 2 別子山地区に係る新市建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。
- となっている。審議会委員は、公共的団体の役職員 1 人、学識経験者 1 人、公募により選任された者 3 人の合計 5 人が選任されており、平成 23 年度には、1 回開催した。

12 別子山地域バス

別子山村との合併による新市建設計画に基づき、別子山地域と市街地とを結ぶ別子山地域バス(愛称：花ぐるま)の定期運行を平成 18 年 4 月 29 日から開始した。

バスの運行状態は、別子山地域では自由に乗降できるオン・デマンド方式で、別子橋から住友別子病院前までの間を 1 日 2 往復(4 便)で運行、夏休み期間の毎日と 5 月、10 月、11 月の土日・祝祭日は 3 往復(6 便)運行を実施している。

バス車両概要については、乗車定員が 18 人、車椅子対応パワーリフト付き、冬季の雪道にも安全な四輪駆動車となっている。

なお、平成 23 年度のバス利用実績は、延べ 2,737 人(1 日当たり 7.52 人)であった。

通常運賃

大人	400円
小人	200円

※ 障害者及びその介護者1名は半額

回数乗車券

大人 13枚綴	4,000円
---------	--------

定期乗車券

一般	1月	12,000円
	3月	33,100円
	6月	61,900円
	12月	115,200円
学生	1月	4,800円
	3月	12,900円
	6月	23,000円
	12月	40,300円

(別子山地域内利用の場合は、各使用料の半額とする)